(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で良好な市街地の形成と居住環境の整備を図るため、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、建築主等の理解と協力のもとに、建築行為に係る旧水路敷の後退用地を道路として整備することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 旧水路敷 幅員が3.0メートル以上の市道認定がされた水路敷で、市長が特に整備の必要があると認めたもの(別表第1に掲げる対象路線)をいう。
 - (2) 建築行為 法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けなければならない建築物を 建築する行為をいう。
 - (3) 旧水路敷後退用地 建築行為に係る敷地のうち、旧水路敷で現況道路中心より2メートル 後退する部分をいう。
 - (4) 建築主等 法第2条第16号に規定する建築主(土地の所有者、管理者又は占有者を含む。) をいう。
 - (5) 工作物等 門、塀、生け垣、樹木等をいう。
 - (6) 角敷地 旧水路敷と法第42条の規定による道路に接する敷地をいう。

(建築主等の責務)

- 第3条 建築主等は、旧水路敷に接する敷地(以下「敷地」という。)において建築行為を行う場合は、旧水路敷後退用地(以下「後退用地」という。)について、次に掲げる整備を行うものとする。
 - (1) 敷地と道路との境界について市の査定を受け、境界線を確定すること。
 - (2) 前号の境界が確定したときは、速やかに後退用地を確定し、当該後退線上に市で支給する 杭を設置し、後退線を明確にすること。
 - (3) 後退用地に建築物、工作物等が存する場合は、これらを除去すること。
 - (4) 道路と後退用地とに高低差がある場合は、道路と後退用地とを同じ高さに整備し、路肩の 適切な保護処理を講じること。

- 2 建築主等は、後退用地を市に寄附するものとする。ただし、寄附することが困難であると認められるときは、市が後退用地を無償で使用することを承諾(以下「無償使用承諾」という。)するものとする。
- 3 建築主等は、前項の規定により寄附しようとする後退用地に抵当権等が設定されているときは、 寄附を行う前に抵当権等を解除するものとする。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条第2項に規定する寄附又は無償使用承諾が行われる場合は、次に掲げる手続き 及び整備を行うものとする。
 - (1) 建築主等が後退用地を寄附する場合の、当該寄附に係る測量、分筆、登記等
 - (2) 後退用地の整備、維持管理
- 2 市は、前条第2項の規定により角敷地である後退用地の寄附が行われた場合は、当該寄附を行った建築主等に対し、寄附奨励費交付金及び工作物等の撤去費用に対する撤去奨励費交付金(以下これらを「奨励費交付金」という。)を交付するものとする。

(寄附の手続き等)

- 第5条 建築主等は、敷地において建築行為を行う場合は、後退用地協議申請書(様式第1号)に 次に掲げる書類を添えて市長に提出し、旧水路敷の整備について協議するものとする。
 - (1) 案内図
 - (2) 公図
 - (3) 後退用地面積計算書
- 2 建築主等は、前項に規定する協議に基づき後退用地を寄附しようとする場合は、後退用地寄附 申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 案内図
 - (2) 公図
 - (3) 測量承諾書(様式第3号)
 - (4) 土地登記簿謄本
 - (5) 登記承諾書
 - (6) 印鑑登録証明書
 - (7) 資格証明書(法人の場合に限る。)
 - (8) 委任状(代理者によるとき)
 - (9) 寄附奨励費交付金交付申請書(様式第4号)

- (10) その他市長が必要と認めた書類
- 3 建築主等は、第1項に規定する協議に基づき後退用地の無償使用承諾をしようとする場合は、 後退用地無償使用承諾書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 案内図
 - (2) 公図
 - (3) 測量図
 - (4) 土地登記簿謄本
 - (5) 印鑑登録証明書
 - (6) 資格証明書(法人の場合に限る。)
 - (7) 委任状(代理者によるとき)
 - (8) その他市長が必要と認めた書類
- 4 市長は、第2項の後退用地寄附申請書を受理したときは、所有権移転の手続きを行い、後退用 地寄附受納通知書(様式第6号)により寄附者に通知する。
- 5 市長は、第3項の後退用地無償使用承諾書を受理したときは、無償使用通知書(様式第7号)により建築主等に通知する。

(奨励費交付金の交付)

- 第6条 市長は、角敷地の寄附者に前条第5項の通知をしたときは、速やかに、当該寄附者に対し 奨励費交付金及び寄附奨励費交付金交付通知書(様式第8号)を交付するものとする。
- 2 奨励費交付金の額は、別表第2の左欄に掲げる奨励費交付金の区分に応じて、右欄の額に後退 用地の面積及び工作物等の面積を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 奨励費交付金の額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (奨励費交付金の返還)
- 第7条 市長は、角敷地の寄附者が偽りその他不正な手段により奨励費交付金を受けたと認めたと きは、交付した奨励費交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(測量費の負担)

第8条 第4条に規定する測量が完了した後に寄附の申請を取り下げた者及び前条の規定により奨励費交付金の返還を命じられた者は、測量に要した費用を負担しなければならない。

(非課税措置)

第9条 市長は、無償使用承諾に係る後退用地の固定資産税及び都市計画税について、非課税措置 を行うものとする。 (適用除外)

- 第10条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
 - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による開発行為及び法第42条第1項第5号に規定する 道路の指定を受ける場合
 - (2) その他道路の整備が困難であると認められる場合

(建築行為がない場合への準用)

第11条 第3条から前条までの規定は、敷地において建築行為がない場合で、当該後退用地について所有者から寄附又は無償使用承諾(以下「寄附等」という。)を受ける場合について準用する。この場合において、第3条から第5条までの規定中「建築主等」とあるのは「寄附等をしようとする者」と、第3条及び第5条中「建築行為」とあるのは「寄附等をしようとする行為」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。